

# 困ったなあに答えます

佐々木知子  
法律相談



佐々木知子  
弁護士  
帝京大学法学部教授

私と妻、それぞれの実家のことについて悩んでいます。

Q

先のことを考え、よく話し合って対応することをお勧めします。

京都の方は空き家ではない、遺産相続に時効はないのですが、登記はきちんとおいた方が良いと思います。というのは亡母の相続人は子供4人なので、今は妹さんが8分の5、兄3人が8分の1ずつ潜在的な共有状態ですが、もし誰かが亡くなれば、その子供らが親の分を法定相続することとなり、遺産分割の当事者が増えて面倒になるからです。

もつとも今、きょうだい間の共有にしても同じ問題がいずれ起るので、現に住んでいる妹さんの単独相続にするのが最も良いと思います。しかし兄たちは無償での持ち分譲渡は嫌で、それなりの対価をもらうのが前提でしょうか。故人名義のままでは妹さんは将来売買も（リフォーム）できないし、面倒でも互いに話し合って対応されるのをお勧めします。

さて、空き家問題は深刻で、すでに全国で1000万戸の空き家があるとのこと、驚いています。東京にいると実感がありませんが、地方では親が亡くな

り、子供らが都会に出て行って戻らないケースが非常に多いのですね。それでも人に貸していただき、売却に出ていたり、あるいはご相談者のようにご自分たちで使っているのであれば、近隣者も連絡先が分かっているし、税金も払われているので、問題がないでしょう。

実際、登記が亡義父のままでも義兄と奥さま各半分の共有でシンプルなので、あと各相続発生時にどうするかというと、それはもつと先の話でしょう。それよりも結局のところ、その家を今後どうするのか、使い続けるのかという問題で、子供さん



私は先日70歳になりましたが、幸い元気でまだ働けています。妻は65歳で、子供3人はそれぞれ独立して孫もいます。かつてはそのうち田舎に行こうかとも思っていたのですが、どうやらこのまま東京にいそうな気がするので、夫婦共にまだ元気なうちに、互いの実家のことを考えないといけないと思うようになりました。私の実家は京都にあります。男兄弟3人は皆家を出てしまい、妹が残って親の面倒を見てくれました。数年前に母親も亡くなりました。今は妹一家が住んでいます。父の相続時に家の登記名義は母と妹の半々にしたまま。つまり

母の遺産相続はまだなのです。妻の実家は鳥取にあり、両親が亡くなつて、長く空き家状態です。ただほつたらかしではなく、海が近く風光明媚なので、妻の兄とも話しあつて、互いに別荘として使おうということになりました。大阪にいる義兄家族が時々行つて家を保存し、その分私の方で税金などを負担する形になりました。光熱費は電気代の基本料金だけ払い、あとは使う時に連絡して引くという形で、こ

のままだとどんなリスクを負うことになるでしょうか？  
登記だけでも変えておいた方が良いでしょうか？

の夏はコロナ後久しぶりに子供や孫連れで集まりました。実は登記は亡義父のままなので、われわれもいつまでも元気ではおれないし、面倒ではあるけれど、何らかの手を打つておいた方が良いのではと思うようになりました。

このままだとどんなリスクを負うことになるでしょうか？  
登記だけでも変えておいた方が良いでしょうか？

の夏はコロナ後久しぶりに子供や孫連れで集まりました。実は登記は亡義父のままなので、われわれもいつまでも元気ではおれないし、面倒ではあるけれど、何らかの手を打つておいた方が良いのではと思うようになりました。妻の兄とも話しあつて、互いに別荘として使おうということになりました。大阪にいる義兄家族が時々行つて家を保存し、その分私の方で税金などを負担する形になりました。光熱費は電気代の基本料金だけ払い、あとは使う時に連絡して引くという形で、こ